

## 令和6年度新規入園に関する説明会のお知らせ

令和6年4月から保育園・認定こども園への入園を希望される児童の保護者を対象に、申込書類の配布と、新規入園に関する手続きの説明会を開催します。説明会の内容は両日とも同じです。

### ◇対象児童

- <保育> 0歳～5歳のお子さまで、保護者の就労、病気や介護の理由で、保育の必要性が認定される人。
- <教育> 3歳～5歳のお子さまで、教育を希望される人。

### ◇説明会日程

開催日	開始時間	開催場所	備考
9月26日(火)	10時	町中央公民館 中ホール	
10月5日(木)	10時	こどもの国 こどもホール	駐車場については、こどもの国駐車場・ 養老公園駐車場をご利用ください。

- 説明会で申込書類を配布しますが、**9月26日(火)以降**は子ども課でも受け取ることができます。
- 託児を希望する人は説明会の1週間前までに子ども課へ申し込みしてください。(先着順となりますので、定員に達した場合はお断りすることがあります)

問 子ども課 ☎32-5078

## 児童扶養手当の現況届を提出してください！

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。現在、児童扶養手当の資格がある人(所得制限で支給停止になっている人も含む)は8月中に現況届を提出してください。現況届を提出しないと11月以降の手当が受けられなくなります。

なお、現況届の関係書類については、受給者宛てに送付しています。添付書類が必要な場合がありますので、同封のお知らせにしたがって手続きしてください。

### ■提出期間

8月1日(火)～31日(木) (土・日曜日、祝日を除く)

### ■持ち物

児童扶養手当証書・その他必要な書類

問 子ども課 ☎32-5078

## 子育て世帯生活支援特別給付金に関するお知らせ

食費などの物価高騰に直面し、影響を受ける子育て世帯(ひとり親世帯・その他世帯)を支援するために給付金を支給します。なお、本給付金は重複して支給されません。(どちらか一方が支給済みの場合、残る一方は支給対象外となります)

### 【ひとり親世帯分】

#### 1. 支給額

児童一人当たり5万円

#### 2. 支給対象者

以下の①～③のいずれかに該当する人  
(※その他世帯分支給済みの場合を除く)

- 令和5年3月分の児童扶養手当が支給されている人 ※令和5年5月に支給済み
- 公的年金などの受給中により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- 食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

#### 3. 給付金の支給手続き方法

②または③に該当する場合は申請が必要となります。詳しくは子ども課へお問い合わせください。

### 【その他世帯分】

#### 1. 支給額

児童一人当たり5万円

#### 2. 支給対象者

以下の①または②に該当する人(※ひとり親世帯分支給済みの場合を除く)

- 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯)受給者
- 上記①のほか、対象児童の養育者であって、以下のいずれかに該当する人
  - 令和5年度住民税均等割が非課税である人
  - 直近の収入が減少し、住民税非課税相当の収入になった人

#### 3. 給付金の支給手続き方法

①に該当する人は申請不要で給付金を受け取ることができます。

子ども課より給付金支給に関する案内を送付します。給付金の受け取りを拒否する場合は「受給拒否の届出書」をご提出ください。

②に該当する人は申請が必要です。

子ども課窓口にて申請書をお渡しします。必要事項を記入し、添付書類とともにご提出ください。(町の申請受付開始は8月以降の予定です)

問 子ども課 ☎32-5078